## 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称			転廃業助成金等に係る課税の特例(国税)(法人税:義)					
2	租税特別措置等の内容			下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法					
				(合特法)に規定する合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に伴い、市					
				町村が一般廃棄物処理業者等に交付する交付金のうち、転廃業助成金及び					
				減価補填金の金額の全部又は一部を損金の額に算入する。					
3	担当部局	5		環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課					
4	評価実施時期			平成 27 年8月					
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯			平成元年度創設					
6	適用期間			恒久(平成元年度より)					
	必要性		政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》					
7	等	Э	及びその根拠	下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資すること。 《政策目的の根拠》 合特法第6条、第7条、第8条、第9条					
		2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)					
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつも、し尿の適正な 処理を継続して行う。					
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 汚水処理人口普及率					
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により下水道への転換が完了する直前まで、し尿の適正な処理 が継続して行われることで、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持し、廃 棄物の適正な処理することに資する。					
8	有効性 等	1	適用数等	平成 23 年度 4 事業者 平成 24 年度 0 事業者 平成 25 年度 4 事業者 平成 26 年度 1 事業者 (平成 27 年租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査より)					

		(2)	減収額						(百万円)		
		۷	//X1X1X		H23	H24	H25	H26	( [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [ [		
				│──── □  圧縮記帳額	45.50	0	47.90	16.00			
				減収額	8.65	0	9.10	3.04			
									:況調査より)		
				(平成 27 年租税特別措置(法人税関係)の利用状 (減収額算出根拠)							
				(減収額)=(圧縮記帳額)×(法人税率)							
				※適用者の大多数が中小企業のため、軽減税率(19%)で減収額を推計して							
				いる。							
		3	効果·達成	《政策目的の実現状	弋況》(分析	対象期間:	平成 23 年月	隻∼平成 26	年度)		
			目標の実	平成 23 年度から	平成 26 年	度の間に、	32 市町で合	理化事業計	画を策定し、		
			現状況	汚水処理人口普及	率は平成2	26年度末に	おいて全国	平均で 89.5	%(うち下水道		
				は 77.6%)と順調に伸びてきているが、適正なし尿処理のため、市町村が実施							
				する他の支援策と併せ、「転廃業助成金等に係る課税の特例」の継続が不可							
				欠な状況。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23							
				"		達成目標の	)実現状況》	)(分析対象	朝間:平成 23		
				年度~平成 26 年度		: I. ba =m I =	- *	<del>-</del> 1.34	*		
				亚什么在中		水処理人口			普及率		
				平成 23 年度		87.6%			.8%		
				平成 24 年度		88.1%		76			
				平成 25 年度   平成 26 年度		88.9% 89.5%					
							<u> </u>		.0% :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: :: ::		
				、 <sup>保</sup> 税  《税収減を是認する							
				25 年度)	<b>Ф 7.6</b> /Л/А	· • › · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1 1 1 2 3 3 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	pj.   / <del>/</del> /, 20 -	- /文		
				し尿の処理及びし	,尿浄化槽	の清掃の適	i正な実施を	確保するた	めには、これ		
				らの事業は、下水道							
				まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない。							
9	相当性	1	租税特別	本特例措置は、軸	京廃業助成	金等の交付	けによる効果	き阻害しない	ハようにする		
			措置等に	   ものであり、妥当でさ	ある。						
			よるべき		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
			妥当性等								
		2	他の支援	_							
			措置や義								
			務付け等								
			との役割								
		_	分担								
		(3)	地方公共 団体が協	_							
			力する相								
			当性								
10		) 自		_							
10	13 hev 🗖 🗸	<i>,</i>	A.F								
11	評価結果	₹の	反映の方向	し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これ							
	性			らの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前ま							
				で、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならないため、今							
				後も本特例措置を網	迷続していく	〈必要がある	)				

後評価の実施時期	